

1 12月20日付けの追加指定（12月23日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- 待機なし → 3日間待機：オーストラリア（クイーンズランド州、ビクトリア州）、米国（デラウェア州、ミシガン州）
- 6日間待機 → 3日間待機（オミクロン株に対する指定国）：ペルー
- 3日間待機 → 3日間待機（オミクロン株に対する指定国）：アルゼンチン

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（11か国）

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ(民)、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（14か国・地域）

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア（ニューサウスウェールズ州、北部準州）、オランダ、韓国
スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、米国（ニューヨーク州、ハワイ州）、ポルトガル

トリニダード・トバゴ
ベネズエラ

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機（退所後、入国後14日目まで自宅等待機）措置の対象国・地域（44か国・地域）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、インド（カルナータカ州、ケララ州、マハーラーシュトラ州、ラジャスタン州）、エストニア、オーストラリア（クイーンズランド州、首都特別地域、ビクトリア州）、オーストリア、ガーナ、カナダ（アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、ブリティッシュ・コロンビア州）、キプロス、ギリシャ、クロアチア、ケニア、スイス、スペイン、スロベニア、タンザニア、チェコ、チリ、ナイジェリア、パキスタン、フィンランド、ブラジル（サンパウロ州）、フランス、仏領レユニオン島、米国（アリゾナ州、カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、テキサス州、デラウェア州、ネブラスカ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミズーリ州、ミネソタ州、メリーランド州、ルイジアナ州、ワシントン州、ワシントンD.C.）、ペルー、ベルギー、ルーマニア、レバノン

ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、フィリピン、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）

※「 」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域（計51）
※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

※12月4日以降、青字の国・地域からの帰国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機での待機を求めず、14日間の自宅等待機を求めている。

※12月10日以降、①青字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者、②緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書保持者、③緑字の国・地域からの帰国者等のうち有効なワクチン接種証明書非保持者について、検疫所の宿泊施設での待機を求めず、14日間の自宅等待機に切り替える。